

《 事務所ニュース 2025年3月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

雇用保険料率変更について (2025年4月から)

事業主・被保険者の皆さまへ

令和7(2025)年度 雇用保険料率のご案内

令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- ・ 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります。)
- ・ 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

<令和7年度の雇用保険料率> (赤字は変更部分)

事業の種類	負担者		失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担			
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

健康保険料率及び介護保険料の変更 2025年3月から(4月納付分)

全国健康保険協会は、令和7年度の都道府県単位の健康保険料率を改定すると公表しました。また、全国一律の介護保険料率については、1.59%に引き上げ変更になります。

変更は令和7年3月(4月納付分)からとなります。従業員からは、4月に支給する給与から変更の保険料を控除してください。

全額表示	健康保険	合計保険料
千葉県	9.79%	11.38%
東京都	9.91%	11.50%
埼玉県	9.76%	11.35%

令和7年度の年金額改定について

令和7年度の年金額改定についてお知らせします。年金額は前年度から1.9%の引上げです。

総務省から、1月24日に「令和6年平均の全国消費者物価指数」(生鮮食品を含む総合指数)が公表されました。これを踏まえ、令和7年度の年金額は、法律の規定に基づき、令和6年度から1.9%の引上げとなります。

令和7年度の年金額の例

	令和7年度 (月額)
国民年金 ※1(老齢基礎年金 (満額):1人分)	69,308円 (+1,308円)
厚生年金 ※2(夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	232,784円 (+4,412円)

【在職老齢年金について】

在職老齢年金は、賃金(賞与込み月収)と年金の合計額が、支給停止調整額を上回る場合には、賃金の増加2に対し年金額を1支給停止する仕組みです。

令和7年度の支給停止調整額は以下の通りです。

	令和6年度	令和7年度
支給停止調整額	50万円	51万円

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行